

# 「第6期一関市障がい福祉計画」及び「第2期一関市障がい児福祉計画」の概要

## 目指す姿

## 「共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり」

### 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画<令和3年3月策定>

#### 1. 障がい者(児)の現状



○手帳種類別では、身体障がい者が最も多くなっている。所持者全体の推移では、わずかに減少しているが、総人口も減少しており、手帳所持者の人口に占める比率は概ね6.5%を占めている。

- ・身体障がい ⇒ やや減少傾向  
R元年度年齢構成別 18歳未満 97人(1.9%)  
65歳以上 3,861人(75.7%)
- ・知的障がい ⇒ 微増傾向
- ・精神障がい ⇒ 2年毎の更新が必要で一定しないが  
1,080~1,150人の中で推移
- ・手帳所持者のほか、精神障がい者の自立支援医療(通院公費負担)受給者証交付者(R元年度 1,816人)、難病患者(R元年度 1,054人)も障がい福祉制度の対象となる。

#### 2. 障がい福祉計画と障がい児福祉計画の基本的方向

(市の障がい福祉施策の推進 ⇒ 計画が2本立て(基本計画:実施計画)の構造となっている。)  
 ①基本計画の位置づけ 「第3期一関市障がい者福祉計画」(H30~R5) : 障害者基本法第11条第3項  
 ②実施計画の位置づけ 「第5期一関市障がい福祉計画」(H30~R2) : 障害者総合支援法第88条  
 「第1期一関市障がい児福祉計画」(H30~R2) : 児童福祉法第33条の20

○「障がい者福祉計画」は、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生・協働の社会構築を基本理念とし、総合的な障がい福祉施策の基本方針及び施策の方向を明確にするもの。  
 計画策定期間: 平成30年度~令和5年度 ⇒ (今回見直し時期でない)

○「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の具体的な数値目標を掲げ、これまで以上に障がいのある人の人権に配慮しながら、住み慣れた地域でその人らしい暮らしを実現させることができるよう多様な施策を推進する方策を定めるものであり、取組みにおいては、SDGsの理念やICTの活用などを取り入れて進めてまいります。

**新計画期間: 令和3年度~令和5年度**

#### 3. 第6期障がい福祉計画における目標値設定の基本的考え方と推進のための方策

- 第5期障がい福祉計画(平成30年度~令和2年度)の利用実績をもとに、利用者や支援者、事業所等からの意見をふまえ、地域資源の整備も見込みながら設定します。  
 また、「一関市総合計画」や岩手県の「岩手県障がい者プラン」との整合性を図るとともに、関連する個別計画や一関市における地域の実情を勘案しながら設定します。
- ①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援  
住み慣れた地域で、自分が希望する暮らしをできる限り実現するため、より良いサービスの提供を推進する。
  - ②障がいの種別によらない一元的な福祉サービスの実施  
難病患者や発達障がい者、高次脳機能障がい者を含め、すべての障がい者等に対して、それぞれの障がい特性をふまえたサービスや支援が受けられるよう、障がい福祉サービスを一元的に提供する。また、障がい福祉サービス事業所における感染症対策の徹底と災害時における対応の強化を図る。
  - ③地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービスの提供  
病院や福祉施設から地域生活への移行や地域での生活を継続させるための支援に取り組む。また、就労支援等の課題に対応するため、関係機関の連携強化と情報を共有し、障がいのある方の生活を地域全体で支える仕組みづくりに取り組む。
  - ④地域共生社会の実現に向けた取組  
障がいを理由とした不利益な取り扱いや虐待等が行われないよう、「障がい」への理解の促進を図り、合理的配慮の提供に関する啓発を図る。また、すべての市民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた仕組みづくりや、様々な分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制の構築に取り組む。
  - ⑤障がい福祉人材の確保  
今後、障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供していくため、事業所や関係機関と協力しながら人材確保と定着につながる仕組みづくりに取り組む。
  - ⑥障がい者の社会参加を支える取組  
地域活動をはじめ、さまざまな社会活動に障がい者等が参加しやすいよう、制度的、心理的なバリアを取り除きながら、交流活動を促進するとともに、すべての人が安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む。

#### 4. 第2期障がい児福祉計画における目標値設定の基本的考え方と推進のための方策

- 第1期障がい児福祉計画(平成30年度~令和2年度)の利用実績をもとに、利用者や支援者、事業所等からの意見をふまえ、地域資源の整備も見込みながら設定します。  
 また、「一関市総合計画」や「一関市第2期子ども子育て支援事業計画」、岩手県の「岩手県障がい者プラン」と整合性を図るとともに、関連する個別計画や一関市における地域の実情を勘案しながら設定します。
- 障がい児支援の提供体制の構築
- ①障がい児及びその家族に対し、発達に気になる段階から継続的な支援を行うとともに、必要なサービスが身近な地域で提供できるように、地域における支援体制の充実を図る。
  - ②障がい児及びその家族が、各ライフステージごとに障がい児本人にとって最善のサービスを身近な地域で受けられるよう、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を進める。
  - ③障がい児が福祉サービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進する。
  - ④特別な支援が必要な、重症心身障がい児や医療的ケア児の支援を進めるため、保健、医療、障がい福祉、教育等の関係機関と連携を図りながら、サービス提供体制の整備に努める。

#### 5. 計画の点検・評価

○計画の策定にあたっては、PDCAサイクルに基づき一関地区障害者地域自立支援協議会において計画目標の実施状況を分析・評価し、効果的な施策に反映する。(P計画⇒D実行⇒C評価⇒A改善)

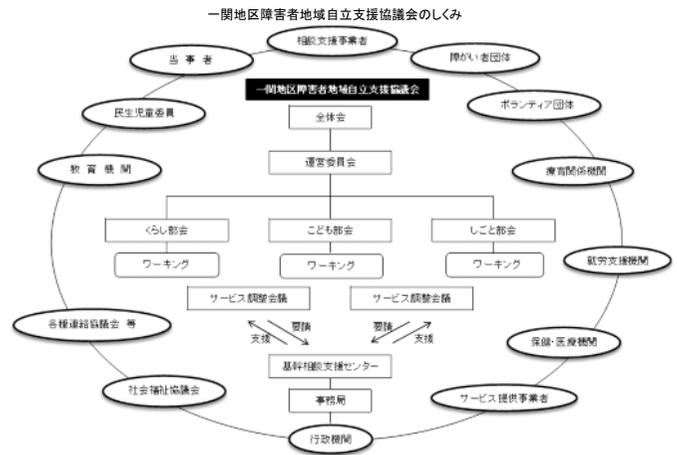
- 【PDCAサイクルの導入】
- ①毎年度『数値目標』と『サービス等見込み量』の実績を把握し、分析・評価(中間評価)を行う。
  - ②各年度の中間評価及び評価結果についてホームページで公表を行う。
  - ③必要に応じ、障がい福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる。

#### 6. 第3期障がい者福祉計画の重点施策

- 重点施策① 権利擁護・相談支援体制の充実  
障がい者に対する理解を深めるとともに、障がいを理由とした不利益が生じないような取り組みが求められている。
- 重点施策② ライフステージに応じた支援  
障がいのある人のライフステージを見据えた支援体制の充実が求められている。
- 重点施策③ 自立と社会参加の促進  
社会参加に向けた自立基盤整備に努め、教育・育成や雇用・就労のための各種施策を推進していくことが必要とされている。
- 重点施策④ 安心して暮らせる地域づくり  
日々の暮らしを充実させるとともに、住みよい環境基盤づくりの推進が求められている。
- 【課題解決に向けた取り組み】  
 第6期障がい福祉計画と第2期障がい児福祉計画において、令和3年度からの3か年で必要とされるサービス見込み量を設定する。

#### 7. 計画の推進体制

- 目標達成に向けて、福祉、医療、教育、労働の分野を越えて関係機関と連携を強化し、一関地区障害者地域自立支援協議会を中心とした地域ネットワークを強化する。  
 ○地域課題の掘り起こし、協議、研修の実施(各専門部会での活動)



8. 第6期障がい福祉計画の成果目標とサービス見込み量

【施設からの地域移行】 (人)		【一般就労移行】 (人)	
項目	数値	項目	数値
(ア) 令和元年度末入所者数	249	(ア) 令和元年度末一般就労移行者数	6
(イ) 削減見込み者数(目標)	4	(イ) 増加見込み者数(目標)	3
(ウ) 令和5年度末入所者数(ア-イ)	245	(ウ) 令和5年度末一般就労移行者数(ア+イ)	9

【精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

内容	項目	備考
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための関係者との協議の場の設置	設置	圏域(一関市・平泉町)での設置に向けて検討

【地域生活支援拠点施設整備】

内容	項目	備考
住み慣れた地域で生涯にわたって安心して暮らしていけるよう各種支援機能を備えた拠点施設の整備(グループホーム・相談支援・生活介護・就労系サービスの一体的な提供:既存施設の連携も可)	1か所	圏域(一関市・平泉町)で1箇所整備に向けて検討

【相談支援体制の充実・強化等】

内容	項目	備考
地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	1か所	地域における相談支援体制の充実強化(基幹相談支援センターとの連携強化)

【障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築】

内容	項目	備考
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	構築	事業者との障害者自立支援給付審査支払等システムの審査結果の共有

【障害福祉サービスの必要見込み量】

サービス種別	利用者数(人/月)		伸び率(%)	内容
	R2年度	R5年度		
①訪問系サービス	170	220	29.4	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障がい者等包括支援
②日中活動系サービス	997	1,219	22.3	生活介護・自立訓練(機能/生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)・療養介護・短期入所
③居住系サービス	408	442	8.3	共同生活援助(グループホーム・宿泊型自立訓練・施設入所支援)
④計画相談支援	265	302	1.4	障がい者に対する相談支援(サービス利用の際に支援する)

「共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり」を目指して各種施策の推進に取り組みます。

お互いの人格と個性を尊重し支え合い、誰もがいきいきとその人らしく暮らしていける地域共生社会の実現

9. 第2期障がい児福祉計画の成果目標とサービス見込み量

【児童発達支援センターの設置】

内容	項目	備考
障がいのある児童を通所させて、日常生活の基本動作指導、集団生活への適応訓練などを行うとともに、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う施設の設置	1か所	圏域(一関市・平泉町)での設置に向けて検討を進める。

【保育所等訪問支援を利用できる体制の構築】

内容	項目	備考
保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等の職員に対して、児童が集団生活になじめるように専門的な助言を行う体制の構築	2か所	整備済み(現状の数値を維持する)

【重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保】

内容	項目	備考
重度の障害を重複して持つ障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	1か所	整備済み(現状の数値を維持する)

【医療的ケア児支援のための協議の場の設置】

内容	項目	備考
医療的ケアが日常的に必要な障がい児に係る保健・医療・福祉等関係機関の協議の場の設置	1か所	一関地区障害者地域自立支援協議会こども部会を協議の場として設置済み(今後、具体的な支援策について関係機関等との協議を進める)

【障がい児福祉サービスの必要見込み量】

サービス種別	利用者数(人/月)		伸び率(%)
	R2年度	R5年度	
①児童発達支援	88	84	-4.5
②放課後等デイサービス	179	197	1.0
③保育所等訪問支援	24	24	0.0
④計画相談支援	72	78	8.3